

○草津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

平成28年4月1日

規則第25号

改正 平成29年4月1日規則第26号

令和元年12月4日規則第22号

令和2年2月21日規則第3号

令和3年4月1日規則第47号

(趣旨)

第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）および建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）ならびに建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令、規則および省令において使用する用語の例による。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更)

第3条 規則第11条の規定により規則第3条（規則第7条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の軽微な変更該当することを証する書面の交付を受けようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請書（別記様式第1号）の正本および副本に、それぞれ規則第1条第1項に規定する図書（非住宅部分に係る部分に限る。）および建築物エネルギー消費性能計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類（当該直前の建築物エネルギー消費性能を受けた所管行政庁が市長である場合には、同項に規定する図書非住宅部分に係る部分のうち、変更に係る部分に限る。）を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が規則第3

条の軽微な変更該当していると認めるときは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による軽微変更該当証明書（別記様式第2号）に同項の副本およびその添付図書（非住宅部分に係る部分に限る。）を添えて当該申請をした者に交付するものとする。

（特定建築物に係る報告）

第4条 法第17条第1項の規定による特定建築物の設計および施工ならびに構造および設備の状況についての報告は、特定建築物の設計および施工ならびに構造および設備の状況に関する報告書（別記様式第3号）により行うものとする。

（特定建築行為の工事を取りやめる旨の申出）

第5条 法第12条第3項または第13条第4項の規定による通知書の交付を受けた者は、当該通知書に係る特定建築行為の工事を取りやめようとするときは、遅滞なく、特定建築行為の工事を取りやめる旨の申出書（別記様式第4号）により市長に申し出なければならない。

第6条 削除

（建築物に係る報告）

第7条 法第21条第1項の規定による建築物の設計および施工ならびに構造および設備の状況についての報告は、建築物（特定増改築に係る特定建築物）の設計および施工ならびに構造および設備の状況に関する報告書（別記様式第5号）により行うものとする。

（建築物の建築の工事完了報告）

第8条 法第19条第1項の規定による届出または法第20条第2項の規定による通知をした者は、当該届出または通知に係る建築物の建築の工事が完了したときは、速やかに、建築物の建築（特定増改築）の工事が完了した旨の報告書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（建築物の建築の工事を取りやめる旨の申出）

第9条 法第19条第1項の規定による届出または法第20条第2項の規定による通知をした者は、当該届出または通知に係る建築物の建築の工事を取りやめようとするときは、遅滞なく、建築物の建築（特定増改築）の工事を取りやめる旨の申出書（別記様式第7号）により市長に申し出なければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定の申請書に添付する図書等)

第10条 規則第23条第1項および第30条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第15条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関または、法第24条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能評価機関が行う技術的審査を受けた場合、当該登録機関等が、法第35条第1項第1号に掲げる認定基準に適合するとした評価書面の写し
- (2) 共同住宅等である場合、住宅の規模等を示す建築物別概要書(別記様式第8号)
- (3) その他市長が必要と認める図書

2 法第35条第2項の規定による申出を行う者は、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準または特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、同条第7項に規定する適合判定通知書(以下「適合判定通知書」という。)またはその写しを市長に提出しなければならない。

(法第35条第3項の通知等)

第11条 法第35条第3項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、建築物エネルギー消費性能向上計画(変更)通知書(別記様式第9号)に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて行うものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により適合判定通知書またはその写しが提出されたときは、当該適合判定通知書またはその写しを法第35条第3項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知した建築主事に送付するものとする。

(認定しない旨の通知)

第12条 市長は、法第35条第1項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)および法第41条第2項の認定をしないときは、認定しない旨の通知書(別記様式第10号)により当該認定の申請をした者に通知するものとする。

(建築物の新築等の状況等に係る報告)

第13条 法第37条の規定によるエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況についての報告は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定に基づく報告書(別記様式第11号)により行うものとする。

2 法第43条の規定による建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関しての報告は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第43条の規定に基づく報告書（別記様式第12号）により行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上等の認定の取消し）

第14条 法第39条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しは、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消し通知書（別記様式第13号）により行うものとする。

2 法第42条の規定による基準適合認定建築物に係る認定の取消しは、基準適合認定建築物に係る認定取消し通知書（別記様式第14号）により行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更）

第15条 規則第29条の規定により規則第26条の軽微な変更該当することを証する書面の交付を受けようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明申請書（別記様式第15号）の正本および副本に、それぞれ規則第27条において読み替えて適用する規則第23条第1項に規定する図書のうち変更に係るもの（非住宅部分に係る部分に限る。）を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が規則第26条の軽微な変更該当しているとき、建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律施行規則第29条の規定による軽微変更該当証明書（別記様式第16号）に前項の申請書の副本およびその添付図書を添えて当該申請をした者に交付するものとする。

（エネルギー消費性能向上のための建築物の新築等の工事完了報告）

第16条 認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書（別記様式第17号）を市長に提出しなければならない。

（エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出等）

第17条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめようとするときは、認定建

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書（別記様式第18号）により市長に申し出なければならない。

2 市長は、認定建築主から前項の規定による申出があったときは、当該認定に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消すものとする。

3 第14条第1項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

（認定建築主の変更）

第18条 認定建築主が、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物または住戸を譲受人に譲り渡したときは、当該認定建築主または譲受人は、単独でまたは共同して当該建築物または住戸の名義を変更した旨を、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、名義変更届（別記様式第19号）に当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定書を添えて行うものとする。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年4月1日規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第6条の規定は規則附則第2条第1項および第3項において読み替えて準用する規則第12条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書について、第7条の規定は法附則第3条第9項の規定による特定増改築に係る特定建築物の設計および施工ならびに構造および設備の状況についての報告について、第8条および第9条の規定は法附則第3条第2項の規定による届出または法附則第3条第7項の規定による通知に係る特定増改築の工事の完了および取りやめについて、それぞれ準用する。

（草津市エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行細則の廃止）

3 草津市エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行細則（平成16年草津市規則第29号）を廃止する。

付 則（令和元年12月4日規則第22号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年12月4日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

付 則 (令和2年2月21日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和3年4月1日規則第47号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の草津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。